



令和3年8月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所2階

TEL0596-22-7894 FAX0596-23-8641 s-soudan@city.ise.mie.jp



子どもの性被害は許さない！

- 三重県青少年保護条例違反 第23条1項 (いん行又はわいせつな行為の禁止)
「何人も、青少年に対し、いん行（青少年を威圧し、欺き、又は困惑させる等不当な手段を用いて行う性交又は性交類似行為をいう）又はわいせつな行為（いたずらに性欲を興奮させ、若しくは刺激し、又は性的な言動により性的羞恥心を害し、若しくは嫌悪の情を催させる行為をいう）をしてはならない」と規定されています。

罰則 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（通称 児童ポルノ法） 第3条の2 (児童買春、児童ポルノの所持の禁止)

「児童買春」とは対償を供与し、又はその供与の約束をして、児童（18歳未満）に対し、性交等をするをいいます。（第2条）

第4条（児童買春）

児童買春をしたものは、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金

第7条（児童ポルノ所持、提供等）

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者は、

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

「児童買春」と県条例違反の「いん行」の違いは、児童に対して、お金などの対価を支払ったかどうかです。対価を支払ったり、その約束をしていけば児童買春となります。

児童ポルノについては、児童が性的虐待を受けている姿そのものとされ、性的虐待や性的被害を受けただけでなく、その姿が記録され、形として残されてしまいます。いったん流失すると、インターネットを通じて世界中に広がり、完全に消えることのない苦しみを児童に与えます。

子どもに対する性犯罪は、仮に子どもの同意があったとしても思い刑罰が科されます。児童ポルノは、製造、提供、所持はもちろん、児童ポルノを求める行為や入手した児童ポルノを誰かに転送する行為も処罰の対象となります。

青少年の日 8月5日

家庭の日 8月15日

SNS利用に係る子どもの性被害等の防止について

三重県では内閣府の主唱に合わせて7月1日～8月31日までの2か月間を「青少年非行防止活動夏季強化期間」に設定しています。今年の最重点課題は、「ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止」です。昨年は「SNS利用に係る子供の性被害等の防止」でしたから、この種の犯罪がいかに増加して、子どもが被害を受けているかがうかがえます。

令和3年3月に警察庁が公表した「令和2年における少年非行、児童虐待および子どもの性被害の状況」によると、令和2年にSNSに起因する犯罪の被害にあった児童は1,819人で、令和元年の2,082人より263人減少したものの、平成25年以降増加傾向です。主な被害児童数は「青少年保護条例違反」738人（前年比-106人）、「児童ポルノ」597人（前年比-74人）、「児童買春」311人（前年比-117人）と減少しましたが、「略取誘拐」の被害が75人（前年比+29人）と増加しました。被害児童を学識別でみると、高校生は917人、中学生は695人と高校生と中学生で約9割を占めています。

SNS被害児童数が多いサイトについては、1,819人中、「Twitter」642人、「Instagram」221人、「ひま部」160人、「TikTok」76人、「KoeTomo」63人、「その他」657人でした。「Twitter」に起因する事犯の被害児童が35.3%を占めるとともに、「Instagram」「TikTok」「KoeTomo」に起因する件数が前年より増加しました。

被害児童のフィルタリングの利用状況は、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、85.5%が被害時に利用していませんでした。

スマホもタブレットもパソコンもゲーム機も年齢に合わせ、フィルタリングの利用や使用時のルールづくりで子どもたちを性被害から守りましょう。